

第 3 委員協議会報告資料

国家戦略特区「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」
の取組みについて

平成 26 年 10 月
経済観光文化局

○第 1 回区域会議における区域計画（素案）で提案した事業等

区域計画（平成 26 年 9 月 30 日内閣総理大臣認定）（抜粋）

1 国家戦略特別区域の名称

「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、M I C E の魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

（中略）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）の下に設置する。【11 月に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ内

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

（中略）

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・ 弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・ 弁護士による個別訪問指導
- ・ 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・ セミナーの開催

v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金・日曜日（国民の祝日及び年末・年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）の午前 11 時から午後 9 時までとする。

○第1回区域会議において提案された追加規制改革事項等の進捗状況

	追加項目	対象	現状・課題等	規制緩和等の概要	進捗状況
1	法人設立手続きの簡素化・迅速化	法人設立を行う創業企業等	先進諸外国に比べ、開業手続きが煩雑であり、手続きに要する日数が長い（法務局1～3週間）ことが、国内や海外からのスタートアップ促進の妨げとなっている。	創業時に必要な手続きを一元化するワンストップ窓口を設置するとともに、法人登記、税務や年金などの創業に係る行政手続きを簡素化し、企業設立に係る期間の短縮を図る。	臨時国会への法案提出に向けて調整中
2	創業期の企業を支援するための随意契約要件の緩和	サービス提供事業者等	新規性等のある「物品」については随意契約ができる旨の規定があるが、「役務（サービス）」については明文の規定がないため、新規性等のある役務を提供する創業企業との随意契約ができない。	新規性等のある物品に限定されている随意契約について、新規性等のある役務についても随意契約を可能にし、行政との契約実績を積むことで、創業期の企業の信用度を高め、成長を促進する。	国において実施できる方向で検討中 (年内に結論)
3	雇用保険給付の拡大	離職後創業準備をしている者	雇用保険の失業給付は、公共職業安定所への求職の申込みを要件としている。会社を退職し、創業準備に専念している者は、雇用保険が給付されないため、生活が安定しない。	会社を退職して創業準備に専念している者について、産業競争力強化法に基づく本市の特定創業支援事業の利用に係る証明を受けたものに限り、雇用保険法に定める「労働の意思」を有するものとみなして保険給付を行うことで、創業準備段階における生活安定を図る。	厚生労働省より通知発出（創業活動中も給付対象となりうることを明確化）
4	創業期の企業におけるインターンシップの活用	学生、受け入れ企業等	「インターンシップと称して就職・採用活動前に就職・採用活動そのものが行われることでインターンシップへの信頼性を失わせないように留意することが重要である」との理由から、4年生8月以前に行うインターンシップを採用活動に使用してはならないこととなっている。	長期インターンシップを活用した求人活動により、創業期の企業と雇用される人材との十分な相互理解（企業概要、雇用条件、雇用される人材の資質・能力等）を図り、人材確保、当該企業の成長と安心して働ける雇用の場の創出を促進する。	国において検討中 (年内に結論)
5	出入国手続きの迅速化	訪日外国人	福岡空港で入出国便が集中する時間帯において、手荷物検査場や入国審査等が混雑しており、時間を要している。	出入国手続きを迅速かつ円滑に進めることにより、MICE参加者等の外国人旅行者の利便性を高め、MICE誘致を促進する。	入管手続きの迅速化につき、可能な措置から逐次実施
6	税制	創業企業や海外から進出する企業等	わが国の法人実効税率は、国際基準と比較して高く、創業企業の成長や国内投資の拡大、立地競争力の強化等の観点から、その引下げは重要な課題となっている。	福岡市内に本社を置く設立5年以内の企業で、一定の要件を満たすものを対象に、適用される法人実効税率を軽減することにより、国内外の創業を促進する。	平成27年度税制改正要望を提出